

令和7年度（2025年度）「熊本県新事業支援調達制度」認定商品等募集要領

1 制度の概要

新商品等の生産によって、新たな事業分野の開拓を図るため、知事が認定した事業者の新商品等を県が競争入札によることなく随意契約によって、購入、借入れ又は受け入れをすることができる制度です。

2 申請要件（（１）、（２）のいずれにも該当する必要があります。）

（１）申請者は、次のいずれかに該当するもの。

① 県内に本社、本店を有する者であること。

② 新商品等に係る工場又は事業所を県内に有する者であること。

（２）対象となる新商品等は、申請時点で販売開始から５年以内の物品又は役務であること。

3 認定基準（（１）～（８）のいずれにも該当する必要があります。）

（１）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇であると認められること。

（２）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること。

（３）新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品等の開拓を確実にするために適切なものであること。

（４）申請事業者において開発した商品又は役務であること。

（５）熊本県グリーン購入方針に基づく調達対象品目に該当する場合には、その判断基準を満たすこと。

（６）実施計画が公序良俗に反しない又は反するおそれがないこと。

（７）実施計画が関係法令に反しない又は反するおそれがないこと。

（８）県の機関において用途が見込まれること。

4 認定期間

認定日から２年を経過した日の属する年度の末日まで

5 応募手続き

（１）応募先 熊本県商工労働部産業振興局産業支援課

（２）募集期間 令和7年（2025年）6月26日（木）

～令和7年（2025年）8月22日（金）17時まで

次頁に続く

(3) 応募書類 以下の書類を各 1 部ずつ

- ・ 認定申請書（第 1 号様式）
- ・ 実施計画書
- ・ 法人の定款
- ・ 直近 2 営業期間の営業報告書又は事業報告書
- ・ 貸借対照表及び損益計算書
- ・ 新商品等に関する資料（パンフレット等）

(4) そ の 他 応募書類の様式は、熊本県ホームページからダウンロードできます。

熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/50886.html>

6 お問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

熊本県商工労働部 産業支援課 産業戦略班 担当：鮎田

TEL 096-333-2321（直通）

FAX 096-384-5385

E-mail sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp

（cc 先）funada-m@pref.kumamoto.lg.jp

※必ず cc 先の設定もお願いいたします